

滋賀県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指 定 年 月 日	区域変更 年 月 日	離島 ・ 半島	有人国境 離島	備 考
2910010	堅田	カク	1	大津市	大津市	滋賀びわ湖						S26.7.28	S52.1.22			(内水面)
2910020	和邇	ワニ	1	大津市	大津市	志賀町						S28.5.28				(内水面)
2910030	北小松	キタコマツ	1	大津市	大津市	志賀町						S28.5.28				(内水面)
2910040	大溝	オオミヅ	1	高島市	高島市	高島				○		S28.5.28	S60.11.12			(内水面)
2910050	北舟木	キタフナキ	1	高島市	高島市	北船木				○		S26.7.28	S60.11.12			(内水面)
2910060	今津	イマヅ	1	高島市	高島市	—				○		S28.5.28	S53.2.17			(内水面)
2910070	浜分	ハマブン	1	高島市	高島市	滋賀びわ湖				○		S27.2.12				(内水面)
2910080	知内	チナイ	1	高島市	高島市	百瀬				○		S27.2.12				(内水面)
2910090	海津	カイヅ	1	高島市	高島市	滋賀びわ湖				○		S28.5.28	S60.11.12			(内水面)
2910100	大浦	オオウラ	1	長浜市	長浜市	西浅井						S28.5.28	S53.7.8			(内水面)
2910110	尾上	オノエ	1	長浜市	長浜市	朝日						S26.7.28	S52.1.22			(内水面)
2910120	南浜	ミナハマ	1	長浜市	長浜市	滋賀びわ湖						S27.2.12	S60.11.12			(内水面)
2910130	磯	イソ	1	米原市	米原市	天野川						S28.5.28				(内水面)
2910140	宇曾川	ウソガワ	1	彦根市	彦根市	{彦根市磯田 河瀬第一協同				○		S28.5.28	S49.8.20			(内水面)
2910150	柳川	ヤナガワ	1	彦根市	彦根市	—				○		S28.12.23				(内水面)
2910160	沖之島	オキノシマ	1	近江八幡市	近江八幡市	沖島						S28.5.28		離島		(内水面)
2910170	菖蒲	アヤメ	1	野洲市	野洲市	滋賀びわ湖						S27.2.12	S60.11.12			(内水面)
2910180	木浜	キノハマ	1	守山市	守山市	守山						S32.3.23	S56.6.29			(内水面)
2910190	志那	シナ	1	草津市	草津市	滋賀びわ湖						S34.12.15	H21.2.3			(内水面)
2910200	北山田	キタヤマダ	1	草津市	草津市	滋賀びわ湖						S31.7.6	H21.2.3			(内水面)

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。